



熊本県公報

第 1 1 7 7 5 号

平成 21 年 1 月 27 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業所の指定…………… (高齢者支援総室) 1
- 熊本県職業能力開発協会が行う技能検定業務の一部改正…………… (労働雇用総室) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定…………… (高齢者支援総室) 2
- 定数漁業の許可及び起業の認可に係る告示…………… (水産振興課) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (交通・くらし安全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更の許可…………… (市町村総室) 3
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し…………… (税務課) 3
- 指定居宅サービス事業所の指定…………… (高齢者支援総室) 3
- 指定介護予防サービス事業所の指定…………… () 4
- 指定居宅サービス事業所の指定…………… () 4
- 指定介護予防サービス事業所の指定…………… () 4
- 指定居宅サービス事業所の指定…………… () 4
- 指定介護予防サービス事業所の指定…………… () 4
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問看護)…………… () 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更…………… () 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止…………… () 10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定の辞退…………… () 10
- 公 告
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画・技術管理課) 10
- 公共測量の実施…………… (監理課) 11
- 平成 20 年度行政書士試験合格者決定…………… (市町村総室) 11
- 熊本県総合行政ネットワーク県庁 N O C 監視運営保守業務委託に係る一般競争入札の実施…………… (情報企画課) 11
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 14
- 道路の位置指定の公告…………… () 15
- 登 載 依 頼
- 熊本県国土利用計画審議会の開催…………… (地域政策課) 15
- 第 39 回熊本県環境審議会の開催…………… (環境政策課) 15
- 上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (医療政策総室) 16
- 上益城地域保健医療推進協議会の開催…………… () 16
- 平成 20 年度熊本県精神保健福祉審議会の開催…………… (障害者支援総室) 17

告 示

熊本県告示第 5 4 号
 介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
 平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランバンク トータルケア 八代市松江町 5 2 6 番地 1 松江白 石ビル 2 F	株式会社トータル・ケア・ サービス	平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県告示第 5 5 号

昭和 6 3 年 1 0 月 1 日熊本県告示第 6 9 9 号（熊本県職業能力開発協会が行う技能検定業務）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「第 6 4 条第 4 項」を「第 4 6 条第 4 項」に改める。

熊本県告示第 5 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により告示する。

平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーショントータルケ ア 八代市松江町 5 2 6 番地 1 松江白 石ビル 2 F	株式会社トータル・ケア・ サービス	平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県告示第 5 7 号

熊本県漁業調整規則（昭和 4 0 年熊本県規則第 1 8 号の 2）第 8 条第 2 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 2 項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第 8 条第 3 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
流し網漁業	中目流し網漁業	熊本有明海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	不知火海
かご漁業	かにかご漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	かに流し網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	かに網漁業	不知火海
機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	不知火海

2 申請期間

平成 2 1 年 1 月 2 7 日から平成 2 1 年 2 月 2 日まで

熊本県告示第 5 8 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 1 年 1 月 1 9 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	半熟売春 糸ひく愛汁 (オーピー) 痴漢蚊帳の内 茄子と四十路後家 (新日本) 受験ママ 断の関係 (新東宝) 愛欲の輪廻 吸いつく絶頂 (オーピー) 不毛な制服 恥ずかしい半熟 (新日本) ノーパン看護 白衣の下はスッポンポン (新東宝) 隙だらけの美乳 もみしだく (オーピー) 熟成姉妹 食欲SEX (新日本) 貝合せ こすれ合う股ぐら (新東宝) 色情坊主の後家くずし (オーピー)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 5 9 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡錦町大字木上南字大平東 1 2 番 1、1 2 番 1 6 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平東 1 2 番 1・1 2 番 1 6 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに錦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 6 0 号

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、平成 2 1 年 1 月 6 日付けで上益城広域連合長から申請のあった上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更を平成 2 1 年 1 月 1 9 日付けで許可した。
平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 6 1 号

地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 7 0 0 条の 6 の 4 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。
平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
江 良 功	天草市久玉町 1 4 7 2 番地 1 号	平成 2 0 年 1 1 月 2 6 日

熊本県告示第 6 2 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
火の鳥 宇城市松橋町西下郷 8 9 0 番地 1	医療法人社団本田会	平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県告示第 6 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。
平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
火の鳥 宇城市松橋町西下郷 8 9 0 番地 1	医療法人社団本田会	平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県告示第 6 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション トータルケア 八代市松江町 5 2 6 番地 1 松江白石ビル 2 F	株式会社トータル・ケア・サービス	平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県告示第 6 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。
平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション トータルケア 八代市松江町 5 2 6 番地 1 松江白石ビル 2 F	株式会社トータル・ケア・サービス	平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県告示第 6 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
にこにこヘルパー悠々 熊本市出水二丁目 5 番 7 号	悠和ケアサポート株式会社	平成 2 1 年 2 月 1 日

熊本県告示第 6 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。
平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
にこにこヘルパー悠々 熊本市出水二丁目 5 番 7 号	悠和ケアサポート株式会社	平成 2 1 年 2 月 1 日

熊本県告示第 6 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サー

ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により告示する。
平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーショントータルケア 八代市松江町 5 2 6 番地 1 松江白石ビル 2 F	株式会社トータル・ケア・サービス	平成 2 1 年 1 月 1 6 日

熊本県告示第 6 9 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。
平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスやすらぎ 八代市植柳新町一丁目 3 号 6 番地	有限会社やすらぎ 八代市植柳新町一丁目 3 号 6 番地	平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
パナソニックエイジフリー介護チェーン南熊本 球磨郡多良木町大字久米 1 2 1 5 番地	有限会社ダイユウ 大阪府東大阪市吉田本町三丁目 9 番 2 2 号	平成 2 1 年 1 月 1 日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスやすらぎ 八代市植柳新町一丁目 3 号 6 番地	有限会社やすらぎ 八代市植柳新町一丁目 3 号 6 番地	平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
パナソニックエイジフリー介護チェーン南熊本 球磨郡多良木町大字久米 1 2 1 5 番地	有限会社ダイユウ 大阪府東大阪市吉田本町三丁目 9 番 2 2 号	平成 2 1 年 1 月 1 日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
パナソニックエイジフリー介護チェーン南熊本 球磨郡多良木町大字久米 1 2 1 5 番地	有限会社ダイユウ 大阪府東大阪市吉田本町三丁目 9 番 2 2 号	平成 2 1 年 1 月 1 日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
パナソニックエイジフリー介護 チェーン南熊本 球磨郡多良木町大字久米 1 2 1 5 番地	有限会社ダイユウ 大阪府東大阪市吉田本町三丁目 9 番 2 2 号	平成 2 1 年 1 月 1 日

(介護老人保健施設)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
きのえ田中苑 球磨郡錦町木上西 1 4 3 番地 1	医療法人明生会 球磨郡錦町木上西 1 4 3 番地 1	平成 2 0 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 7 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
J A たまなへ ルパーステー ション	玉名農業協 同組合	玉名市山田 2 1 3 7 番地 1	事業所の所在地		平成 2 0 年 4 月 1 0 日
			玉名市中 4 8 番地 4	玉名市山田 2 1 3 7 番 地 1	
八代社協ほほ えみ八代	社会福祉法 人八代市社 会福祉協 議会	八代市古城町 2 9 5 0 番地 5	事業所の所在地		平成 2 0 年 9 月 1 日
			八代市西松 江城町 2 番 1 8 号	八代市古城 町 2 9 5 0 番地 5	
荒尾市社協へ ルパーステー ション	社会福祉法 人荒尾市社 会福祉協 議会	荒尾市下井手 1 9 3 番地 1	事業所の所在地		平成 2 0 年 4 月 1 日
			荒尾市荒尾 2 8 3 番地	荒尾市下井 手 1 9 3 番 地 1	

(訪問入浴介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
荒尾市社協移 動入浴ステー ション	社会福祉法 人荒尾市社 会協議会	荒尾市下井手 1 9 3 番地 1	事業所の所在地		平成 2 0 年 4 月 1 日
			荒尾市荒尾 2 8 3 番地	荒尾市下井 手 1 9 3 番 地 1	
八代社協くつ ろぎ八代	社会福祉法 人八代市社 会協議会	八代市古城町 2 9 5 0 番地 5	事業所の所在地		平成 2 0 年 9 月 1 日
			八代市西松 江城町 2 番 1 8 号	八代市古城 町 2 9 5 0 番地 5	

(訪問看護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
医療法人恵泉 会万江病院	医療法人恵 泉会	人吉市瓦屋町1 718番地1	事業所の所在地		平成20年 11月1日
			人吉市二日 町117番 地	人吉市瓦屋 町1718 番地1	

(訪問リハビリテーション)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
医療法人恵泉 会万江病院	医療法人恵 泉会	人吉市瓦屋町1 718番地1	事業所の所在地		平成20年 11月1日
			人吉市二日 町117番 地	人吉市瓦屋 町1718 番地1	

(居宅療養管理指導)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
医療法人恵泉 会万江病院	医療法人恵 泉会	人吉市瓦屋町1 718番地1	事業所の所在地		平成20年 11月1日
			人吉市二日 町117番 地	人吉市瓦屋 町1718 番地1	

(通所介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
通所介護事業 所ささえあい	特定非営利 活動法人地 域ささえあ いの会	玉名市富尾12 02番地1	事業所の所在地		平成20年 5月1日
			玉名市中尾 454番地 2	玉名市富尾 1202番 地1	

(通所リハビリテーション)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
医療法人恵泉 会万江病院	医療法人恵 泉会	人吉市瓦屋町1 718番地1	事業所の所在地		平成20年 11月1日
			人吉市二日 町117番 地	人吉市瓦屋 町1718 番地1	

(福祉用具貸与)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	

株式会社中九州クボタライフ宇城営業所	株式会社中九州クボタ	宇城市松橋町曲野 2 1 6 7 番地 1	事業所の名称		平成 2 0 年 8 月 1 日
			株式会社熊本クボタライフ宇城営業所	株式会社中九州クボタライフ宇城営業所	

(介護予防訪問介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
八代社協ほほえみ八代	社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市古城町 2 9 5 0 番地 5	事業所の所在地		平成 2 0 年 9 月 1 日
			八代市西松江城町 2 番 1 8 号	八代市古城町 2 9 5 0 番地 5	
荒尾市社協ヘルパーセッション	社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会	荒尾市下井手 1 9 3 番地 1	事業所の所在地		平成 2 0 年 4 月 1 日
			荒尾市荒尾 2 8 3 番地	荒尾市下井手 1 9 3 番地 1	

(介護予防訪問入浴介護)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
荒尾市社協移動入浴セッション	社会福祉法人荒尾市社会協議会	荒尾市下井手 1 9 3 番地 1	事業所の所在地		平成 2 0 年 4 月 1 日
			荒尾市荒尾 2 8 3 番地	荒尾市下井手 1 9 3 番地 1	
八代社協くつろぎ八代	社会福祉法人八代市社会協議会	八代市古城町 2 9 5 0 番地 5	事業所の所在地		平成 2 0 年 9 月 1 日
			八代市西松江城町 2 番 1 8 号	八代市古城町 2 9 5 0 番地 5	

(介護予防通所リハビリテーション)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
医療法人恵泉会万江病院	医療法人恵泉会	人吉市瓦屋町 1 7 1 8 番地 1	事業所の所在地		平成 2 0 年 1 1 月 1 日
			人吉市二日町 1 1 7 番地	人吉市瓦屋町 1 7 1 8 番地 1	

(介護予防福祉用具貸与)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	

株式会社中九州クボタライフ宇城営業所	株式会社中九州クボタ	宇城市松橋町曲野 2 1 6 7 番地 1	事業所の名称		平成 2 0 年 8 月 1 日
			株式会社熊本クボタライフ宇城営業所	株式会社中九州クボタライフ宇城営業所	
(特定福祉用具販売)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
株式会社中九州クボタライフ宇城営業所	株式会社中九州クボタ	宇城市松橋町曲野 2 1 6 7 番地 1	事業所の名称		平成 2 0 年 8 月 1 日
			株式会社熊本クボタライフ宇城営業所	株式会社中九州クボタライフ宇城営業所	
(特定介護予防福祉用具販売)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
株式会社中九州クボタライフ宇城営業所	株式会社中九州クボタ	宇城市松橋町曲野 2 1 6 7 番地 1	事業所の名称		平成 2 0 年 8 月 1 日
			株式会社熊本クボタライフ宇城営業所	株式会社中九州クボタライフ宇城営業所	
(居宅介護支援)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
万江病院居宅介護支援事業所	医療法人恵泉会	人吉市瓦屋町 1 7 1 8 番地 1	事業所の所在地		平成 2 0 年 1 1 月 1 日
			人吉市二日町 1 1 7 番地	人吉市瓦屋町 1 7 1 8 番地 1	
J A たまな居宅介護支援事業所	玉名農業協同組合	玉名市山田 2 1 3 7 番地 1	事業所の所在地		平成 2 0 年 4 月 1 0 日
			玉名市中 4 8 番地 4	玉名市山田 2 1 3 7 番地 1	
八代社協さわやか八代	社会福祉法人八代市社会協議会	八代市古城町 2 9 5 0 番地 5	事業所の所在地		平成 2 0 年 9 月 1 日
			八代市西松江城町 2 番 1 8 号	八代市古城町 2 9 5 0 番地 5	
社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	社会福祉法人荒尾市社会協議会	荒尾市下井手 1 9 3 番地 1	事業所の所在地		平成 2 0 年 4 月 1 日
			荒尾市荒尾 2 8 3 番地	荒尾市下井手 1 9 3 番地 1	

熊本県告示第 7 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
生活サポートひなたのき 菊池郡大津町杉水 3 4 1 0 番地 7 4	有限会社ひなた 菊池市野間口 3 8 0 番地	平成 2 0 年 5 月 1 2 日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービスげんき 荒尾市本井手前原 1 7 9 番地 1	医療法人洗心会 福岡県大牟田市橋口町 3 番地 1 0	平成 2 0 年 6 月 1 5 日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
生活サポートひなたのき 菊池郡大津町杉水 3 4 1 0 番地 7 4	有限会社ひなた 菊池市野間口 3 8 0 番地	平成 2 0 年 5 月 1 2 日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービスげんき 荒尾市本井手前原 1 7 9 番地 1	医療法人洗心会 福岡県大牟田市橋口町 3 番地 1 0	平成 2 0 年 6 月 1 5 日

熊本県告示第 7 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 1 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 1 条の規定により次の指定介護機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護療養型医療施設)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	辞退年月日
田中医院 球磨錦町木上西 1 4 3 番地 1	医療法人明生会 球磨錦町木上西 1 4 3 番地 1	平成 2 0 年 1 2 月 1 日

公 告

熊本県公告第 3 6 号

上天草市に事務所を置く教良木土地改良区理事長稲津俊徳から平成 2 0 年 1 2 月 1 6 日付けで申請のあった定款変更については、平成 2 1 年 1 月 1 9 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 3 7 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により菊陽町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（1 級基準点測量及び 1 級水準測量）	平成 2 1 年 1 月 1 3 日から 平成 2 1 年 3 月 2 3 日まで	菊陽町全域

熊本県公告第 3 8 号

平成 2 0 年 1 1 月 9 日に実施した平成 2 0 年度行政書士試験の合格者を次のとおり決定した。

平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受 験 番 号	受 験 番 号	受 験 番 号	受 験 番 号
8 5 1 0 0 1 1	8 5 1 0 1 4 3	8 5 1 0 4 2 1	8 5 1 0 6 4 3
8 5 1 0 0 2 8	8 5 1 0 1 4 5	8 5 1 0 4 3 8	8 5 1 0 6 6 3
8 5 1 0 0 6 2	8 5 1 0 1 8 1	8 5 1 0 4 7 8	8 5 1 0 7 0 8
8 5 1 0 0 7 9	8 5 1 0 1 8 6	8 5 1 0 4 8 9	8 5 1 0 7 2 8
8 5 1 0 0 9 8	8 5 1 0 2 5 8	8 5 1 0 5 7 8	8 5 1 0 7 4 6
8 5 1 0 1 1 9	8 5 1 0 2 8 5	8 5 1 0 5 8 1	8 5 1 0 7 5 1
8 5 1 0 1 4 2	8 5 1 0 3 8 2	8 5 1 0 5 8 5	8 5 1 0 8 5 0

熊本県公告第 3 9 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成 2 1 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 N O C 監視運営保守業務委託
- (2) 委託業務の内容等
別に定める「要求仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 入札金額
入札書に記載する金額は、平成 2 1 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 N O C 監視運営保守業務に要する費用の総額とする。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。
- (5) 最低制限価格等の設定
ア 本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
イ 本競争入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けている。
- (6) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に 3 に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

2 入札参加者の資格に関する事項

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目「情報処理業務（情報システム全般の設計、維持管理）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
- ア 審査申請の受付期間

- 公告の日から平成 21 年 2 月 17 日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで提出すること。
- ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合に、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話番号 096-333-2581
- ウ 申請の方法
 要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
- エ 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。
- 3 入札参加のための確認申請
 本競争入札に参加を希望する者は、2 の（2）から（5）までに示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
 ア 電子入札システムによる入札参加の場合
 申請書等を電子入札システムにより提出すること。
 なお、確認資料の容量が 1 MB を超える場合には、4 の（1）に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- イ 紙入札方式による入札（書面による入札をいう。以下同じ。）参加の場合
 申請書等を 4 の（1）に示す場所に持参又は郵送すること。
 なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間
 公告の日から平成 21 年 2 月 24 日（火）の午後 5 時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (3) 確認結果の通知
 確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
 (1) 契約条項を示す場所
 熊本県地域振興部情報企画課電子県庁管理班（県庁行政棟新館 9 階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話番号 096-333-2143
 ファックス番号 096-381-8211
- (2) 要求仕様書等
 ア 閲覧（交付）の期間
 公告の日から平成 21 年 3 月 9 日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 閲覧（交付）の場所
 電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は 4 の（1）に記載する場所で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
 ア 電子入札システムによる入札
 3 の（3）に記載の確認結果の通知を受けた時から平成 21 年 3 月 9 日（月）午後 5 時までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札
 (ア) 日時 平成 21 年 3 月 10 日（火）午後 1 時 30 分
 (イ) 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県地域振興部情報企画課（県庁行政棟新館 9 階）
- (4) 開札の日時及び場所
 4 の（3）のイに同じ。

- (5) 再度の入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けたり時から平成 21 年 3 月 10 日（火）午後 2 時 30 分までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
 - (1) 入札方法
 - ア 電子入札システムによる入札の場合
4 の（3）のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。ただし、入札参加者側のシステム障害等やむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時まで「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を 4 の（1）に示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの紙入札方式による入札によるものとする。
 - イ 紙入札方式による入札の場合
別に定める「入札書」により作成し、4 の（3）のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときには、別に定める「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成 21 年 3 月 9 日（月）までに 4 の（1）に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
 - (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式による入札により入札に参加した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
 - (3) 入札の回数
入札回数は 2 回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式による入札により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したもののみならず。
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定により、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
 - (5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
キ 紙入札方式による入札において、2 以上の意思表示をした入札
ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者の IC カードを使用して提出された入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ 明らかに連合によると認められる入札
シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他
委託業務仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得

(昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号) 及び熊本県電子入札 (物品調達・業務委託契約等) 運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者決定の日から 1 4 日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of service to be contracted
Kumamoto Wide Area Network operation and management service
- (2) Period for fulfillment of the contracted service
April 1 2009 to March 31 2010
- (3) Location
Kumamoto Prefectural Office
Places specified by the bidding officer
- (4) Date and place to submit bidding proposal
March 10 2009 1:30 p.m.
Information and Planning Division
- (5) Date by which bidding proposal must be received
March 9 2009
- (6) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract
Information and Planning Division,
Department of Regional and Development Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji Kumamoto City
Kumamoto Prefecture 862-8570 Japan
Phone: 096-383-1111 Ext 3085

熊本県公告第 4 0 号

建築基準法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号) 第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市中 1 6 9 7 番地 3

- 2 築造者の氏名 櫻井孝一
- 3 道路の位置 玉名市中宇島1043番4
- 4 道路の幅員 4.50メートル
- 5 道路の延長 27.00メートル
- 6 指定年月日 平成21年1月13日
- 7 指定番号 玉名景建第50号

熊本県公告第41号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年1月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町古保山2351番地
- 2 築造者の氏名 黒田浩司
- 3 道路の位置 下益城郡城南町大字下宮地字三ツ石320番4
- 4 道路の幅員 6.15メートル
- 5 道路の延長 63.56メートル
- 6 指定年月日 平成21年1月7日
- 7 指定番号 宇城景建第40号

登載依頼**熊本県国土利用計画審議会公告第2号**

熊本県国土利用計画審議会の会議を、次のとおり開催する。

平成21年1月27日

熊本県国土利用計画審議会 会長 鈴木康夫

- 1 開催日時
平成21年2月5日（木）
午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題
(1) 熊本県土地利用基本計画の変更（案）について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻5分前までに、当該会議の会場において、事務局の指示に従って会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県国土利用計画審議会事務局
(熊本県地域振興部地域政策課 土地利用対策班内)
(電話096-333-2170)

熊本県環境審議会公告第1号

第39回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年1月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開催日時
平成21年1月28日（水） 午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺一丁目33番18号
水前寺共済会館グレースシア 1階「芙蓉」
- 3 会議内容
(1) 会長選出、部会員の指名等
(2) 報告事項
ア 平成20年度鳥獣部会決議事項（特定鳥獣保護管理計画の策定等）について
イ 平成19年度第3回及び平成20年度第1回、第2回温泉部会決議事項について
ウ 「くまもと環境賞」の表彰要項の改正について

- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）
（電話096-383-1111内線7322）

上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成20年度上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会（健康危機管理推進会議）を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年1月27日

上益城地域保健推進協議会救急医療専門部会
（上益城地域健康危機管理推進会議）会長

- 1 開催日時
平成21年2月18日（水）午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
上益城郡御船町辺田見396の1
上益城地域振興局 3階大会議室
- 3 議題
 - (1) 第二次救急医療圏等の連絡調整に関する事項
 - (2) その他救急医療確保のために必要な事項に関する事
 - (3) 健康危機管理に関する事項
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し事務局の指示に従って会場に入室する。
 - (2) 傍聴の受付は原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県上益城郡御船町辺田見400番地
熊本県上益城地域保健医療推進協議会事務局
（熊本県御船保健所総務企画課）
（電話096-282-0016）

上益城地域保健医療推進協議会公告第1号

平成20年度上益城地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年1月27日

上益城地域保健推進協議会長

- 1 開催日時
平成21年2月18日（水）午後3時30分から午後5時まで
- 2 開催場所
上益城郡御船町辺田見396の1
上益城地域振興局 3階大会議室
- 3 議題
 - (1) 第5次上益城地域保健医療計画進捗状況について
 - (2) 第1回救急医療専門部会（健康危機管理推進会議）の報告について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し事務局の指示に従って会場に入室する。
 - (2) 傍聴の受付は原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県上益城郡御船町辺田見400番地
熊本県上益城地域保健医療推進協議会事務局
（熊本県御船保健所総務企画課）
（電話096-282-0016）

熊本県精神保健福祉審議会公告第 1 号

熊本県精神保健福祉審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成 2 1 年 1 月 2 7 日

熊本県精神保健福祉審議会

- 1 開催日時
平成 2 1 年 2 月 3 日（火）
午後 3 時から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁新館 3 階 健康福祉部会議室
- 3 議題
(1) 本県における精神保健福祉施策の状況について
(2) 精神保健福祉センターについて
- 4 傍聴者の定員
5 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県精神保健福祉審議会事務局
(熊本県健康福祉部障害者支援総室精神保健福祉班)
(電話) 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 3 4 (直通)